

「杉並区と株式会社セノンとの地域活性化包括連携協定」の締結について

株式会社セノン（以下「セノン」という。）から、地域の活性化及び区民サービスの向上に寄与するため、区と包括協定を締結したい旨の打診があり、区としても、この連携・協働が、区民福祉の向上に資すると考えられることから、以下のとおり包括協定を締結することとしたので報告します。

1 協定の目的

区とセノンがそれぞれの資源を生かし、地域の安全・安心やスポーツの振興などに連携・協働して取り組むことによって、地域の活性化及び区民サービスの向上に寄与することを目的とする。

2 協定の相手方

株式会社セノン（東京都新宿区西新宿2丁目1番1号 新宿三井ビルディング16階）

3 協定の内容

次の項目について連携し取り組むこととする。

- (1) 地域の安全・安心に関すること。
- (2) スポーツの振興に関すること。
- (3) 健康づくりに関すること。
- (4) 産業の振興に関すること。
- (5) 高齢者の支援に関すること。
- (6) その他地域の活性化及び区民サービスの向上に関すること。

4 協定書

別紙（案）のとおりに

5 今後の進め方

協定に定める事項を効果的に推進するため、定期的に協議の場を設ける。また、具体的な実施事項については、協議の上決定することとする。

6 今後のスケジュール（予定）

令和元年9月末 包括協定の締結
10月～ 具体的な連携内容の協議・実施

【参考】区内のセノン関連施設

- 「セノン杉並サテライト」（阿佐谷北2-15-18）…営業所
- 「セノンテクニカルセンター」（下井草1-14-11）…新技術の研究・開発施設
- 「セノンスポーツゼロ」（高円寺南2-13-5）…総合スポーツ施設

杉並区と株式会社セノンとの地域活性化包括連携協定（案）

杉並区（以下「甲」という。）と株式会社セノン（以下「乙」という。）は、相互の連携・協働により、地域の活性化及び区民サービスの向上に寄与するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が双方の資源を生かし、地域の安全・安心やスポーツの振興などの分野で連携・協働することにより、地域の活性化及び区民サービスの向上に寄与することを目的とする。

（連携・協働する事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協働する。

- （1）地域の安全・安心に関すること。
- （2）スポーツの振興に関すること。
- （3）健康づくりに関すること。
- （4）産業の振興に関すること。
- （5）高齢者の支援に関すること。
- （6）その他地域の活性化及び区民サービスの向上に関すること。

2 前項各号の具体的な実施事項については、甲及び乙が協議の上、決定する。

（意見交換）

第3条 甲及び乙は、前条第1項各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく取組により知り得た秘密を相手方の承諾なしに漏らしてはならない。本協定が終了した後も、同様とする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1箇月前までに、甲又は乙から本協定を更新しない旨の申出がない場合は、本協定は、当該期間満了日の翌日から1年間更新されるものとし、以降においても同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが、本協定の解除を申し出たときは、前条の定めにかかわらず、協議の上、書面により本協定の解除を行うことができるものとする。

(協定の見直し)

第6条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、協議の上、書面により本協定の内容の変更を行うことができるものとする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和元年9月 日

甲：東京都杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

杉並区長

乙：東京都新宿区西新宿2丁目1番1号

新宿三井ビルディング16階

株式会社 セノン

代表取締役社長